「布川事件」再審無罪の確定に関する会長声明

本年5月24日、いわゆる「布川事件」の強盗殺人罪につき、水戸地方裁判所土浦支部は、櫻井昌司氏及び杉山卓男氏に対して、再審無罪を言い渡し、この判決はその後に確定した。

自白の信用性を否定するなどして言い渡された今回の無罪判決に対して評価するとともに、40年以上の長きにわたって無実を訴え続けてきた櫻井、 杉山両氏と、その両氏を支えてきた御家族・支援者の方々や弁護団の活動に敬意を表する。

しかし、そもそも本件は、今回の無罪判決の要旨からすれば、両氏が犯人であることを示す物的証拠は皆無とされ、代用監獄で得られた虚偽自白や、変遷が顕著な目撃証言のみを根拠に有罪が認定されていた。また、無罪方向の証拠があったものの、それらの存在はずっと隠され、それらの多くが開示されたのは、第二次再審請求後とのことである。

このような問題がある中で、両氏は29年余もの間を獄中で過ごすことを強いられ、43年余もの間、強盗殺人犯の汚名を着せられ続けてきたのであり、両氏が受けた損害は極めて甚大である。

公益の代表者であるはずの検察が、被告人に有利な証拠を隠し続けるなど した点について非難を免れないが、加えて、公判廷での否認内容の供述を軽 視し、検察側の主張を安易に追認してきた裁判所についても非難は免れない と言わざるを得ない。

本件のような冤罪が繰り返し生じる原因はいくつか考えられるが、本件において、警察の取調べの最終段階における自白の録音テープに影響を受けてその任意性を認めていたことは、取調過程の「一部録音録画」の危険性を端的に示すものといえる。佐賀県内で3人の女性の遺体が発見されて公訴時効寸前に起訴された「北方殺人事件」において、取調べの一部の録音テープが証拠請求されていたにもかかわらず、自白の任意性が否定されたように、「一部」の録音録画が任意性の証拠として不十分であることは明らかである。

したがって、当会は、冤罪防止のため、会員の弁護活動のさらなる充実に 努めるとともに、検察官の手持ち証拠の全面開示や、任意捜査段階からの「取 調べの全過程の録音録画」(可視化)の一刻も早い制度化等を引き続き求め る決意である。

> 2011 (平成23) 年6月29日 佐賀県弁護士会 会長 辻 泰 弘